

別表 1 - 2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	ZEH水準への改修を行う場合	省エネ基準への改修を行う場合
全体改修	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 <sup>*</sup> により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 <sup>*</sup> により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
部分改修		
※ 平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む）		